

一般社団法人 和歌山県作業療法士会
不服申請調査委員会規程

2026年8月18日

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人和歌山県作業療法士会（以下、本会）倫理問題の処理に関する規程第6条2項の規定に基づき、不服申請調査委員会（以下、委員会）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

（1）調査

①不服申請者及び当該事案の関係者、倫理委員会委員等に対する調査

（2）審査

①処分に関する審査

②審査結果の会長への報告

（委員）

第3条 委員会の委員は、倫理委員会委員と理事を除く会員から、会長が選任・委嘱する。ただし、必要性があれば、会員以外の学識経験者等から選任・委嘱することができる。

2 委員は3人以上5人以内とする。

3 委員の任期は、当該事案の最終処分決定までとする。

4 委員がその任にふさわしくないと判断される場合には、任期途中でも会長の判断で解任することができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会務を総括する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

5 委員会は、原則として、非公開とする。

6 委員長は委員会に諮り、倫理委員会委員、当該会員及び関係者等に対し会議への出席を求めることができる。

（議事録）

第6条 委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、出席した委員全員が記名・押印するものとする。

(人権尊重)

第 7 条 委員長及び委員は、会員及び関係者の人権を最大限尊重し、情報収集・事実関係の把握等に際しては、慎重且つ細心の注意をもって当たらなければならない。

(守秘義務)

第 8 条 委員長及び委員は、職務上知り得た個人情報や本会の不利益となるような情報を漏らしてはならず、その職務を辞めた後も同様とする。しかし、公益上必要と認められた場合には、その限りではない。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務は、本会の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は、2026 年 8 月 18 日より施行する。